

同一性状の災害廃棄物 産廃施設で処理可能に 環境省、廃掃法改正省令公布

環境省は16日、廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令を公布し、同日施行した。毎年頻発する非常災害で大量に発生している災害廃棄物を

適正かつ迅速に処理するため、許可を受けた処理対象物と同様の性状であれば、一般廃棄物扱いとなっている災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理できる措置を盛り込んだ。届出は事前に行うことが前提だが、遅延しなければ処理後に提出することを認めるなど、迅速に処理に着手できるようにした。

また、同改正では一般廃棄物として排出されるPCB含有の安定器を、中間貯蔵・環境安全事業（JESCO）で適正処理する必要があることから、産業廃棄物処理施設の設定者に係る一般廃棄物処理施設の設置について、特例対象にPCB廃棄物とその処理施設が追加された。